

第470回（定例）福崎町議会会議録

平成28年12月13日（火）
午前9時30分 開 会

1. 平成28年12月13日、第470回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	城谷英之	8番	山口純
2番	三輪一朝	9番	石野光市
3番	牛尾雅一	10番	小林博
4番	志水正幸	11番	富田昭市
5番	松岡秀人	12番	釜坂道弘
6番	高井國年	13番	宮内富夫
7番	北山孝彦	14番	難波靖通

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 佐 野 允 保

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

1. 議事日程

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 本日の会議に付した事件

第 1 閉会中の所管事務調査報告
第 2 質疑
第 3 討論・採決
第 4 委員会付託

1. 開議

議 長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第1は、閉会中の所管事務調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、志水委員長。どうぞ。

志水総務文教 皆さんおはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から議会閉会中の委員会活動について、報告をいたします。

9月定例議会以降に総務文教常任委員会を10月25日と11月22日の2回開催し、11月16日、17日には福井県大野市、石川県かほく市に行政視察を行いました。後ほど、視察内容についての報告をさせていただきます。

最初に、この委員会で所管の担当課から報告を受け、委員会として所管事務の調査をいたしました。

調査の結果につきましては、配付されてます委員会調査報告書のとおりですが、委員会において委員からの質問や当局の報告の中で特に補足すべき点を簡単に報告いたします。

最初に10月25日の委員会ではありますが、総務課から、職員採用試験の第1次試験の受験結果についての報告がありました。一般行政職を1人程度の募集に34人の申し込みがあり、受験者数は21人で7名が第1次試験に合格されたとの報告がありました。委員から「合格者7名のうち町内在住者は何人か」の質問に、「町内は1人だけ」とのことでありました。

次の委員会で第2次試験の結果が報告され、5人が受験され、最終合格者は女性1人で補欠合格が2人との報告がありました。

次に、9月20日の台風16号と、10月5日の台風18号についての報告があり、いずれも災害対策本部を設置し、町内の被害状況については林道の倒木程度で被害はないとの報告がありました。委員から「自主避難所開設の放送が聞こえにくい」といった質問に対して、当局から「4月からはサンテレビのデータ放送や町内の一斉放送、またメールでの情報発信をしておりますが、今後も情報の発信については検討していく」との答弁がありました。

また、28年度区長会からの要望に対する回答について、その写しが配付されました。

次に、企画財政課からは、国の地方創生拠点整備交付金事業についての報告があり、これは地方再生法に基づく補助事業で、国が地方版総合戦略により、先導的な施設整備などを行うための交付金を国の補正予算で措置したものであります。11月中旬の国の査定に向けて、補助申請事業を検討しているとの報告がありました。

次に、第5次行政改革大綱及び実施計画並びにこれらに対する懇話会の意見書が10月7日に会長から町長に提出されたとの報告を受けました。

次に、出納室からは、9月末現在の歳入歳出計算書についての報告を受けました。

税務課からは、平成28年度の町税等の徴収実績について、町税は現年度及び

過年度分については、昨年度と同程度の徴収率であるとの報告がありました。

学校教育課からは、全国学力調査・学習状況調査が全国全ての小・中学校、小学校6年生、中学校3年生ですが、国語、算数、数学の2教科4分野で実施され、その正答率は総じて全国平均、兵庫県内の正答率よりも高いものの、小学校、中学校ともに国語Bの応用編では若干悪い結果となっておりますが、全国平均の5%以内であることから、水準以内であるとの報告がありました。

次に、各学校ごとの通学路危険箇所の要望改善に対する対応の報告がありました。

次に、学校給食費の徴収状況についての報告があり、一部収入未済があることと、委員から給食費の無料化についての質問があり、「本町は食育に力を入れており、無料にすべきでは」との質問に、「給食の材料費相当分を無料にする考えはない」との答弁がございました。

次に、学校給食における異物混入の報告がありました。難波ベーカリーや兵庫県学校給食食育支援センターでの異物の混入であります。いずれにいたしましても児童・生徒に対する極めて重要な問題であることから、原因をしっかりと把握し、その後の対策をとられるように委員から強い意見がありました。

次に、社会教育課からは、第4回柳田國男ふるさと賞として、町内の小学生、中学生からたくさんの作品が応募され、優秀な作品について表彰されました。

そのほか、スケートボード場にコンクリート構造物を無断で持ち込まれ、張り紙をして撤去を要請したが、撤去をされないことから、6万円の費用をかけて撤去した。持ち込み者が判明すれば請求するとのことでありました。

また、第1体育館耐震化工事、文化センターのトイレ洋式化工事、それから給食センターシステムの洗浄機についての現地調査を行いました。

次に、11月22日の委員会の報告を行います。

総務課からは、特別職報酬審議会が3年ぶりに開催され、町長に答申されました。その内容について報告がありました。主な内容は、平成15年から据え置きになっている議員報酬を議長37万円、副議長28万円、議員25万5,000円に改定すること、町長、副町長及び教育長の特別職の報酬は据え置くこととし、附帯意見として、新たに設置される農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員と同額の18万6,000円にすること、さらに、交通指導員の報酬を引き下げることにについて、答申の内容の報告がございました。

企画財政課からは、ふるさと応援寄附金についての報告があり、寄附に対する返礼品として、もち麦精麦、神戸ビーフ、パターなどの拡充を図った結果、11月6日の時点では479件、1,086万円の寄附があったとのことでありました。

次に、役場の情報関係のセキュリティ対策として、3点の方法で強化することでありました。

1点目は、基幹系端末からデータの持ち出しができないように分離し、住民情報の流出を徹底して防止すること、2点目は、LGWAN業務の接続系とメール等のインターネットの関係を分断し、外部からの攻撃対策の徹底を図ること、それから、3点目は、県が管理する情報セキュリティに参加し、ネットの接続口を集約するなど、高度な情報セキュリティクラウドを構築し、住民の個人情報の流出を防ぐことにしているとの報告がありました。委員から「USBを紛失した場合の取り扱いやパスワードの変更の期間について」の質問がありました。「紛失があれば届け出と、スカイシーというソフトで一時的にデータの持ち出し不可を行うこと、それから、パスワードについては、月1回変更するような負荷をかけていないが、適当な時期に変更するように周知したい」とのことです。

次に、27年度の決算に係る地方公会計制度に基づく財務諸表4表についての報告がありました。公会計制度とは、従来の現金主義・単式簿記から、発生主義・複式簿記への企業会計のような要素を取り入れ、資産や負債など、今までの見えにくかった部分、あるいはコストを把握し、町の財政状況をわかりやすくし、中長期的な視点に立った自治体経営を図ろうとするものであります。これらの財務書類については、議会事務局に備えつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、出納室からの報告は、10月末現在の歳入歳出計算書の報告があり、10月当初に医療費の増大から資金不足が見込まれたために、財政調整基金から6億円の繰替運用をしている旨の報告を受けました。

次に、税務課から、国民健康保険税の滞納者に対し、11月7日から11日までの5日間、53名の方と個別相談を実施し、収納率の向上を図ったとの報告がありました。

次に、学校教育課からは、給食共同調理センター業務の委託についての報告があり、委託の目的は、経費の削減あるいは労務管理の軽減、民間ノウハウの活用などから、平成30年を実施予定としてとの報告がありました。

次に、社会教育課からは、平成29年の成人式についての報告があり、1月9日成人式を開催し、今回は新しい試みとして、新成人と新成人の家族から感謝、励ましの手紙を披露してもらうように、現在募集中であることと、新成人自身で実施委員会を組織して、いろんな形の検討をされているとの報告を受けました。

最後に、総務文教常任委員会が11月16日、17日に福井県大野市と、石川県かほく市に行政視察をしましたので、その概要について簡単に報告いたします。

大野市ですが、人口減少問題として、満17歳の人口を100とした場合、満22歳では80%の居住となり、満30歳になりますと63%に減少し、若者が市外へ流出している。そこで、対策として、移住定住奨励金として、町内に移住をすれば1年目に10万円、3年目に10万円を支給、また、若者の定住に向けて、働く若者応援事業として、市内で定住し、働いてる方には年12万円、4年間で48万円を支給し、定住を応援する事業を実施されておりました。

さらに、結の郷奨学金事業として、大学生等に自宅からの通学者に月1万円、自宅外からの通学者に月2万円を貸与し、奨学金の返済は卒業後10年均等分割で返済することとなっておりますが、卒業後市内に居住すれば、返済額を半分にし、また、結婚して市内に居住すれば、全額免除としております。

さらに、地域おこし協力隊として27年度に1名、神奈川県から移住し、専ら観光業務に従事しているが、28年度はいろんな業務に9名を募集した結果、応募者はなく、29年度はさらなる工夫を凝らしながら、取り組んでまいりたいとのことであります。

次に、かほく市の状況であります。人口は平成18年をピークに減少している。原因は、転出・転入の社会動態が横ばいですが、出生と死亡との自然動態は圧倒的に死亡が上回り、毎年100人程度の減少とのことであります。

そこで、若者マイホーム取得奨励金として、市内で住宅を取得、新築すれば100万円交付、県外からU・I・Jターンすれば、50万円加算、新婚の場合は20万円加算、3世代同居は20万円加算、合計で最大200万円の補助がなされておりました。その結果、平成22年から27年までの実績は、572件、交付額3億円余り、28年度は200件の見込みで9,000万円、定住者が1,939人増加したとのことであります。

そのほか、新婚さん住まい応援事業として月2万円補助、市外からの新婚さん

は2年間で5,000円の加算、28年度は70件で定住者が571名、主に市外からの転入が多いとのことであります。

また、子ども医療費の無料化は高校卒業までで、所得制限なしであり、その他の不妊治療費の助成など、多くの子育て事業を実施されておりました。

また、28年度からは石川県では初めて、学校のコミュニティスクール事業、あるいは学校支援ボランティア事業なども実施されておりました。そのような多くの取り組みから、かほく市は全国813市区の中で、28年度住みよさランキングは第7位となって、今後も精いっぱい取り組んでまいりたいとのことであります。

両市の共通点は、将来をしっかりと見据えた取り組みがなされており、本町においても、本町の特質や、あるいは地域環境などを十分考慮した効果のある取り組みが必要であると、視察を終えて感じたところであります。

以上、議会閉会中の総務文教常任委員会の調査報告といたします。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、北山委員長。

北山民生まちづくり常任委員長 民生まちづくり常任委員会から、議会閉会中の委員会活動について、報告させていただきます。

内容は報告書に記載のとおりですので、要点のみ説明させていただきます。

委員会は10月26日と11月28日の2回開催いたしました。

行政視察については、10月17日から10月18日に遠野市に行きました。まずは行政視察について報告します。

道の駅について、柳田國男を活用した観光施策についてであります。

道の駅遠野風の丘は、平成10年度にオープンされました。

地域観光やイベント情報、地場産品を提供し、情報交流センター、各種イベントが開催できる多目的ホール、隣接して公園が整備されています。

東日本大震災の際には、復旧救援の後方支援の防災拠点として機能し、平成27年1月に国土交通省が選定する全国モデル道の駅に選定されました。

現在は、産業振興、観光や地方移住等総合案内拠点、情報発信基地としても機能しております。

総事業費は11億1,001万4,000円とのことです。

当初は3年契約、継続は5年契約とし、道の駅として4施設を一体として、約3,000万円で指定管理されています。

販売別組織が運営しており、場所代を組合から徴収し、組合は売上の10%を農家の方から徴収しています。

設立当初から変更されていないので、見直し時期が来ているとのことです。

遠野市は、遠野物語を日本民俗学の記念碑的文献として、観光施設に活用されており、とおの物語の館は、昭和61年に民話を後世に伝授することを目的におの昔話村として開館されました。語り部の昔話や郷土芸能が楽しめる遠野座、柳田國男が晩年を生活した書齋を移築復元されておられます。地域が大切にされている伝統的な資源を遠野遺産に認定、保護。活用を地域の人々が主役となり、行政と協力して取り組んでおられました。

10月26日の委員会について、申し上げます。

公害防止協定に基づく協議4件と、各課からの報告がありました。

まず、公害防止協定についてであります。

株式会社デービー精工の平成28年10月6日付の公害防止協定に基づく協議について、液圧プレスを新設し、機械プレスを廃止するとのことです。

ハリマ共和物産株式会社の平成28年10月14日付の公害防止協定に基づく

協議について、荷捌き時の降雨による商品雨濡れ回避のため、荷捌き場を新設するとのことです。

日本通運株式会社の平成28年10月13日付の公害防止協定に基づく協議について、公共下水道の供用開始に伴い、生活雑排水を下水道に接続するとのことです。

ロックペイント株式会社の平成28年9月23日付の公害防止協定に基づく協議について、公共下水道の供用開始に伴い、生活雑排水を下水道に接続するとのことです。

4件とも全員賛成で了承いたしました。

続いて、各課からの報告は、要点を絞り、報告させていただきます。

まず、住民生活課からは、くれさかクリーンセンターの将来計画について、報告を受けました。今後、ごみ処理の新たな枠組みについて、協議を進めていくとのことです。

平成28年度通学路交通危険箇所改善要望回答について、台風16号、18号について、大王パッケージ株式会社の火災について、報告を受けました。

続きまして、健康福祉課からは、巡回バスサルビア号の上半期利用状況について、文珠荘の平成28年度上半期利用状況及び上半期損益計算書について、認知症高齢者等見守りSOSネットワークについて、報告を受けました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センターの第28期事業報告について、平成28年度自律（立）のまちづくり交付金事業の取り組み状況について、報告を受けました。

農林振興課からは、農業委員会の新体制について、遠野市秋まつりへ参加したとの報告を受けました。

まちづくり課からは、県事業の取り組み状況について、土砂災害特別警戒区域の指定について、特別指定区域の指定及び指定の変更について、東部工業団地地区計画の変更について、報告を受けました。

上下水道課からは、下水道事業経営戦略の策定について、福田水源地浄水池の白華現象について報告を受けました。

委員から質疑があり「水漏れの対応はどうか。いったん水の道ができてしまうと埋めても同じだと思う。このままであれば、好ましくない状態が進んでいくのではないか。漏水が続いてしまうと構造物としてよくない。」「とめていただくことが必要になってきます。エフロレッセンスがひび割れを埋めていく場合もあります。継続して観察して、対応を考えていきます。コンクリートのひびに続いて水が流れるのは好ましくない」とのことです。

「無筋のほうが収縮しやすいということであるのならば、すき間が拡大することになっていないか。」「施工して1年強がたっています。乾燥していく過程がもうないと思いますので、あれ以上大きくなるということはないと思います」とのことでした。

次に、11月28日の委員会について報告します。

この委員会では、公害防止協定に基づく協議2件、各課からの報告がありました。

公害防止協定についてであります。

福伸電機株式会社西治工場からの平成28年11月14日付の公害防止協定に基づく協議について、劣化により空気圧縮機1台を更新するとのことです。

福伸電機株式会社福崎工場からの平成28年11月16日付の公害防止協定に基づく協議について、航空機用部品生産設備新設工事、200トン機械プレス新

設工事、曲げ加工機設備移設工事、給油機部品生産設備板金加工設備移設工事、150トン機械プレス、空気圧縮機更新工事を行うとのことです。

2件とも全員賛成で了承いたしました。

続いて、各課からの報告事項であります。

まず、住民生活課からは、公害防止協定覚書の締結について、キョーリンフード工業株式会社、日本レイヤー株式会社の2社です。

くれさかクリーンセンターの処理手数料の改正について、くれさかクリーンセンター将来計画にかかわる協議について、公害苦情処理に係る訴訟の経過について、報告を受けました。

続きまして、健康福祉課からは、福祉サービスのしおり、福崎町の福祉について、8,000冊を作成し、各戸配布しました。

臨時福祉給付金について、12月定例会補正予算及び介護保険関連の関連条例の一部改正を上程予定との報告を受けました。

地域振興課からは、株式会社もちむぎ食品センター第28期事業報告について、推進中の観光戦略について、第3回全国妖怪造形コンテストの応募結果及び審査について、募集期間は8月1日から10月31日までであり、応募件数は一般127件、ジュニア41件でした。

12月定例会に一般会計補正予算を上程予定との報告を受けました。

続きまして、農林振興課からは、平成28年度工事業務委託進捗状況について、地方創生加速化交付金事業について、第4回もち麦フォーラム、2月15日にエルデホールで開催するとの報告を受けました。

高岡福田ほ場整備事業について、第14回銀の馬車道ため池ウォーキング、12月3日に開催しました。

神戸医療福祉大学による、もち麦レシピについて報告を受けました。

続きまして、まちづくり課であります。

平成28年度工事業務委託執行状況について、特別指定区域の指定の変更について、変更内容については地縁者住宅区域の拡大等の変更です。

立地適正化計画について、平成28年度空き家の調査結果について、西部工業団地地区計画の変更について報告を受けました。

上下水道課からは、福崎町上下水道事業審議会について、第3回審議会を1月27日開催予定についてであります。

福田水源地浄水池の白華現象について、日本建築総合試験所による調査結果及び補修方法等について報告を受けました。

委員から質疑がありましたので、要点のみ報告させていただきます。「できたばかりの施設で早速補修というのは、町民の視点からも心配だ。補修以外の方向で検討されなかったのか。また、保証はどうか」の質疑に、「補修以外の方向とは、建て替えのことかと思えます。構造物については、基準を満たして完成しています。大きな費用をかけた施設が水漏れを起こしてしまったのは非常に残念ですが、構造物に問題のないものをつぶしてつくりかえるというのはどうかと考えます。また、防水材料には10年間の保証がついています。構造物の瑕疵は2年、重大な瑕疵は5年となっています。今回の件は重大な瑕疵ということで、5年間対応してもらおうことになっています」とのことでした。

以上で、民生まちづくり常任委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次、議会広報常任委員会、牛尾委員長。

牛尾議会広報常任委員長 議会広報常任委員会より、議会閉会中の委員会活動について、報告をさせていただきます。

委員会は9月定例議会後、9月26日、10月4日、10月19日、10月24日、10月27日の5回開催をいたしました。

内容は、議会だより第140号の編集で、わかりやすく、読みやすく、親しみやすい議会だよりを目指し、限られた誌面の中で住民の方に関心を持って見ていただき、そして、読んでいただけるよう取り組んでまいりました。

また、情報公開を促進する観点から、開会中の委員会で報告された情報についても掲載をいたしました。

また、誌面のレイアウト等をよりよいものとする観点から、10月19日の委員会に中井総合印刷株式会社の社員2名を招致し、意見を聴取いたしました。

続いて、委員会研修について報告をさせていただきます。

10月12日に鳥取県北栄町議会に議会だよりの誌面づくりについて、研修をするため、行ってまいりました。

北栄町議会が作成される議会だよりは、全国コンクールにおいて、また、鳥取県内のコンクールにおいても優秀な成績を残しておられますので、議会だよりの作成全般について、当町にとって参考となる点が数多くあると考え、研修をさせていただきました。

注目すべきと感じました点は、まず住民の方の視覚に訴えて、手にとって見てみようと思っただけのため、表紙の写真に力点を置かれ、高画質カメラを用い、迫力のある美しい写真の表紙とされておられます。また、記事内容等は空白を広くとることで、すっきりとしてわかりやすく、必要に応じて大きな文字を使い、読みやすい点、また、発行に関しては、北栄町は町の配布物が月1回月末の木曜日であるので、それに合わせるため、定例会後約1カ月で発行されている点、また、発行までに議員が誌面レイアウト作成にかかわる割合が当町に比べ高いと思われる点、また、住民参加及び親しみやすい議会だよりづくりの観点から、町民の写真を多く載せておられる点などでございます。

今回の研修で学んだことを参考に、町民の皆さんが議会に興味を持っていただくきっかけを今まで以上につくれるように、広報委員会活動に精力的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、報告とさせていただきます。

議 長 次、議会運営委員会、釜坂委員長。
釜 坂 議 会 議会運営委員会から、閉会中の調査活動について報告をさせていただきます。
運 営 委 員 長 本委員会は閉会中の9月30日と12月2日の2回開催をいたしました。

まず、9月30日の委員会の協議事項について報告をいたします。

第469回9月定例会の反省と課題については、一般質問について、1日の発言者数上限を現行の7名から6名に変更する提案がありました。

協議の結果、変更は行わず、現行の7名のまま、現況を見定めることといたしました。

次に、本会議中の傍聴者からの音量が少なく聞き取りにくいとの声があったことから、議場を調査しました。今後は専門業者に調査を依頼することといたしました。

12月定例会の運営について協議を行い、日程を内定いたしました。同時に、議会関連行事予定表について確認をいたしました。

次に、12月2日の委員会の協議事項について報告をいたします。

第470回12月定例会の運営については、議案18件、請願1件の計19議案を上程予定との説明を受け、付託委員会の確認をいたしました。

また、会期は12月9日から12月26日までの18日間とし、一般質問につ

いては、12月21日、22日とすることを決定いたしました。

なお、一般質問者が7名以下の場合は、12月22日を休会することを確認いたしました。

次に、請願書及び陳情書の取り扱いについては、請願1件は民生まちづくり常任委員会に付託し、陳情1件については議場配付することを決定いたしました。

議員派遣については、議会広報研究会が平成29年1月23日、北野プラザ六甲荘にて開催されることの報告を受けました。

全員協議会の開催及び協議事項については、12月9日、本会議終了後開催するとの報告を受けました。

町に対する議場設備改善要望については、福崎町役場、役場庁舎議場設備の改修について要望案について報告を受けました。

庁舎へのエレベータ設置、議場傍聴者へ配慮した施設設備の整備を要望する方向で検討することといたしました。

大規模災害発生時の議会对応については、災害発生時の議員の役割等について今後申し合わせをつくる方向で検討をいたしました。

公務災害、通勤災害については、視察研修時のマイカー利用について協議を行いました。今後はいろいろなケース等を勘案しながら、他市町の動向等を調査しつつ、継続して協議していくことといたしました。

福崎町議会議員に対する申立については、資料により報告を受け、内容の調査を行っていくことといたしました。

以上、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

議長 次、福崎駅周辺整備対策特別委員会、小林委員長。

小林福崎駅周辺整備 福崎駅周辺整備対策特別委員会からの報告をさせていただきます。

対策特別委員長 既に資料が配付をされておりますので、それに詳しく書いておるとおりでございますが、委員会は11月4日に開催し、事業の進捗状況、バス運行社会実験の利用状況について報告を受け、質疑と意見の交換を行いました。

事業の進捗状況であります。本年度予算については、当初配分は道路事業に4億9,969万円、都市再生整備事業に1億9,225万円でしたが、補正配分で道路事業に4億207万3,000円、都市再生整備事業に1億6,875万円が追加され、道路事業は9億176万3,000円、都市再生整備事業で3億6,100万円、合計12億6,276万3,000円となりました。

用地取得状況については、10月31日現在、対象69件に対して、契約数は59件となっております。みなと銀行を含め、店舗を持たれている方々は、引き続き駅周辺で営業を継続していただけるように進めているとのことであります。みなと銀行については、11月25日に新店舗位置の発表があるという報告でありました。

工事及び業務執行状況についても、資料のとおりでございます。

駅前広場詳細設計業務は、JR西日本コンサルタンツ株式会社に指名競争入札で契約されております。

駅から工業団地へのバス運行社会実験については、9月末までの利用状況は1日当たり64.7人とのことです。なお、10月は1日当たり98.7人、9月の78.9人に比べて、増加傾向にあるとのことであります。

委員会終了後、引き続き視察を行いました。11月4日、岡山県津山市の津山駅周辺整備事業の視察でございます。津山市は岡山県北部の中心的な都市であり、津山駅はJRや路線バスの乗り入れる交通結節点であり、市の玄関口でもございます。平成24年度に都市再生整備計画、平成25年度に津山駅周辺整備計画を

策定し、事業が進められております。津山駅周辺の主要道路である国道53号の渋滞緩和と歩行者の安全性の向上、脆弱な交通結節点機能の改善強化、店舗の低密度及び回遊性の低下に対応したにぎわい機能の再生強化に取り組まれている状況などを視察しました。津山駅は地上駅舎でホーム形態は島式2面4線で構成され、乗降客数は1日当たり約4,000人であります。

津山駅周辺整備の概要は、北口広場は面積約7,400平方メートルで、バス、タクシーの乗降と自家用車の乗降を分離させております。また、国道渋滞の緩和のため、出入り口は1カ所の交差点に集約しております。駅前観光センターも建設され、路線バスのチケット販売所、地域のコミュニティ施設の役割を持たせております。

全体費用は都市再生整備事業に25億2,000万円、そのうち駅周辺に関するものは14億2,000万円とのこととございます。事業を進めるに当たり、利用者アンケートの実施も行ったとのこととあります。

津山駅周辺整備事業は、平成29年春の完成を目指しており、北口整備後は駅南の開発、地域の分断を解消する南北自由通路の整備が計画をされております。にぎわいゾーンの公募を3回行いましたが、1点しか応募がなく、今後は市が建物を建設し、貸与方式で取り組むとのこととあります。

福崎町が進める駅周辺整備事業においても、東西の自由通路は将来構想とされておりますが、鉄道利用者と地域住民の利便性に配慮し、地域に根差した整備が必要と感じました。

福崎駅周辺でも、県道甘地福崎線の拡幅と、交通広場の整備が進められておりますが、所期の目的を追求する事業展開になるよう進めたいと強く感じた次第でございます。

以上です。

議 長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第2 質疑

議 長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係する議案は複数で質疑を受ける場合もございまして、あらかじめご了承ください。

なお、議案第65号、議案第66号及び議案第82号につきましては、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っております。あらかじめご承知いただきたいと思っております。

それでは、議案第65号、人権擁護委員の推薦について、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第66号、人権擁護委員の推薦について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第67号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第68号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び

福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第69号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第70号、福崎町町税条例及び福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第71号、福崎町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第72号、福崎町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第73号、福崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

5 番 この議案第73号資料の1ページと2ページに載っておりますが、これ1ページには農業委員の人数は12名、そして、農地利用最適化推進委員の定数は6名、で、2ページを見ますと、農業委員の定数、福崎町の場合は区分1となり、上限は14人となっております。また、推進委員の定数については上限は9人となっておりますが、定数を農業委員を12名、そして推進委員を6名とされている根拠はどこから出ておりますか。

農林振興課長 現行の農業委員会の農業委員の数が18名であります。あくまでその2ページ目の14名については上限であります。今まで18名で十分農業委員会運営ができてきております。また、報酬等の関係もありまして、現行と同じ人数18名でやっていこうというふうに考えております。

5 番 そしたら、1ページの資料にも載っておりますが、この原則、認定農業者が過半数を占めること、あるいは2番目に、農業者以外の中で中立的な立場の人が1人以上いること、3番目に、女性や青年の登用に配慮することが求められていますとなっておりますが、この人数の配分はどのようにお考えですか。

農林振興課長 認定農業者の数が過半数なので、12名の過半数になります7名を考えております。

それから、中立的な方、農業者以外の方は1名、それと、女性につきましては1名では少し参加とか視察の場合の席とか、そんなんもありますので、女性は2名以上がいいのかなというふうに考えております。

また、青年の登用につきましては、新規就農者が福崎町には1名いるので、その方をお願いしようと考えております。その他は普通の農業者の方から出たいただいたらと、それで全体で12名というふうに考えております。

5 番 そして、この3番目に、農地利用最適化推進委員が設置されますという項目のところで、区域ごとに農地利用最適化推進委員を委嘱しますというふうな記述がありますが、この区域ごととはどういうふうな区域に分けられとんですか。

農林振興課長 旧の福崎町、それから田原村、八千種村の三つで、福崎地区の区長会から2名、田原地区の区長会から2名、八千種地区の区長会から2名を推薦していただきたいというふうに考えております。

5 番 福崎地区から2名、田原、八千種2名というふうにお聞きいたしましたが、高岡地区はないんですか。

農林振興課長 高岡地区は福崎地区に含めまして2名というふうに考えております。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 私のほうからは、この選出方法についてお尋ねをしたいなというふうに思います。

これまでと違いまして、今回の改正後の選出方法は、要するに地域の農業者や農業団体という形でもって推薦公募しまして、そこで町長が同意をし、議会が議論をし、そして農業委員が決定するというふうな方法になっているわけでございます。

旧前は、農業者が選挙によってこの農業委員を13名選ばれたというような感じで、変わっているわけですが、この方法について、なぜこのような方法になるのか、その辺のご説明をお願いいたします。

農林振興課長 選挙から公募とか、そういったことの変更についてということによろしいでしょうか。

これまでの選出方法は選挙ということでありましたが、実質選挙して農業委員さんが選ばれているというような実態はほとんど福崎町ではなかったと、全国的にもそのような傾向が強いというふうなことを聞いておまして、農業委員会の農業委員さんの仕事についても、よく仕事の内容が見えないというような批判もあったというふうに聞いております。

その中で、農業者、特に担い手、そのような方が農業委員会に入ってもらって、農業の施策についてもいろいろ意見を言ってもらって、地域の農業にもっともっと意見を言ってもらって、地域農業の発展に資するよということ、選挙制から認定農業者をもっとたくさん登用しようというふうになったと聞いております。

1 1 番 公平、公正的な、そういうふうな推薦の方法といいますと、やはり選挙が1番理にかなっているわけですが、これによりますと、お互いの話し合いだけでもって、決まって、そしてそれを決めるというふうな方法でやりますと、偏った、そういう農業委員会ができ上がってしまうのではないかなというふうに懸念するわけですが、その辺の問題点は今までもなかったのでしょうか。

農林振興課長 このたび公選制からそういった公募制に変わってますので、今の状況で特に問題があったところというのは聞いてはおりません。

1 1 番 私も長年生きてきまして、農業に携わったことがありませんので、余りこういう内容についてはわかりませんが、ただ書面を見て、ちょっと問題点があるんじゃないかなという感じがしましたので、質疑をさせていただいたわけでございます。

そして、その次は、農業委員の役割ですね。それから今度は農地利用最適化推進委員の役割という形でもって、ここに書かれているわけでありまして、これについての報酬等も次の議案74号にも掲載されておまして、結局これが18名が12名になっても、やはりこの農業委員の役割についても、作業的には

余り変わらないような感じがするわけなんですね。そして、報酬等も、この分野に分かれているわけですが、全てこれも金額も一緒ということで、ただ単に分割しただけでもって、何らこの分割の意味が見えてこないわけですが、もうちょっとそこを踏み砕いて説明してもらえませんか。

農林振興課長 通常、月に1回農業委員会で転用とか許可とかの審査をする場合に、定期総会を開催します。その総会の中での賛成不賛成の権利というのは農業委員さんに限られますけども、最適化推進委員さんは総会には出てきていただいて、意見を言ってもらおうと、意見があれば言ってもらおうというふうに考えております。

また、新しくその農地利用最適化という事業ができて、重点に置いてやるということになってますので、その総会の後に農地利用最適化のための打ち合わせ会議というんですか、そういったものを開催しまして、農業委員さんと最適化委員さんと一緒に福崎町の農地、耕作放棄地の解消とか、受け手のない農地のあつせんとか、そういったものを一緒に考えていきたいと、そういった会議を総会の後、開く予定というふうに思っております。

1 1 番 この推進委員の役割と農業委員の役割というのが、報酬が同じであるということは、どちらが上か下かということも、これ関係ないというわけなんですね。お互いが同じ場でもって議論をしていきながら、ただこの名称が違うだけでもって、やっていることはしょせん同じことをやっているんだというふうに捉えていいんでしょうか。

農林振興課長 農業委員さんの役割も大事ですし、最適化推進委員さんの役割も大切だと考えております。どちらが上下はないというふうに、私、事務局長ですけど、そういうふうに考えておりまして、特に最適化推進委員さんについては、重点的には現場、現場の仕事ということにはなりますけども、一応、農業委員さんと最適化推進委員さん、全ての方に担当地区を配置させていただこうというふうに考えております。

町長 もう質問議員さんがこのような形の中でその内容については質疑でされたので、資料1ページの一番上を見ていただきますと、農業委員会等に関する法律の改正ということで、28年4月1日にもう改正されておりました、それら等、施行後の主な改正点についてお知らせしますということで、その役割等につきましては、①で書かれているとおりであります。

選出方法につきましては、町長が議会の同意を得てという形の中で、議会基本条例に基づくもので議会の議決を得た上で、このような形にさせていただきたいと。

また、最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会から委嘱される、その内容につきましては、担い手農家への農地集積でありますとか、集約化、いわゆる担い手に対する分野で、新規参入の促進でありますとか、放棄田の発生防止、解消に当たるという役割が新たに、今までも行っておった事からでありますけれども、農地パトロールにかわるような形の中で、こういったような活動をしていただくという形になっております。

いずれにいたしましても、法律で町長が任命すると、議会の同意を得てといったような形になっておりますので、ご了承をお願いいたします。

議 長 しばらく休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

議案第73号の質疑を続けます。ほかにございせんか。

1 0 番 公募となっておりますが、公募の枠は何名でしょうか。

農林振興課長 12名以上だったら、というふうに考えております。12名を超えると選定委員会というのを設けて、その中で選定するというふうなことを想定しております。公募の枠は12名です。農業委員さんの公募の枠は12名で、それから推進委員さんの枠は6名になります。

1 0 番 推薦と公募となっておりますが、全員が公募の場合もあり得るという、そういう意味ですか。例えば12名中公募が6名あれば、後の推薦を受けるのはもうその6名だけというふうなやり方にするんですか。

農林振興課長 公募推薦が重なってもそれは1人として受け付けるというふうに考えております。自分で応募したいという方もいらっしゃるって、違う団体から推薦されるという方も、重なってもそれは構わないというふうに考えております。

1 0 番 いやいや、あくまで定数が12名と6名というふうになっておりますからね、重ならない場合で、公募と推薦で、例えば農業委員のほうですと、12名の枠で公募が13名あって、農業団体やら地域から推薦される人がまた10名あるという場合もありますね。そうすると二十何名というふうにありますね。そんな場合どうするのかということ聞いておるわけです。その場合、そういうことがこの条例の中にも何も書いてありませんので、推薦が何人とか公募が何人とか書いてありませんので、これはどういうふうになるのかちょっとよくわからないのでお聞きをしております。

農林振興課長 1ページのスケジュールの右側の4月の時点で、想定なんですけど、1月から広報、それからホームページ等で公募等の実施をさせていただきます。約1カ月を期間として、させていただく予定にしておりますけども、その間に人数が埋まらなければ、再度それぞれの団体とかにお願いするような形をとろうとしております。

それから、4月に入りますと、選考委員会と、人数が定数以上になると選考委員会を設置しまして、その中でそれぞれの候補者を決定して、6月の議会で農業委員については議会の同意を得るというふうなことを想定しております。

1 0 番 その選考委員というのは、どういうメンバーで、何名で、選考委員会というのは構成されるんですか、どこにそういう規定があるんですか。

農林振興課長 選考委員会につきましては、役場の庁議のメンバーで選考していただいたらというふうに今のところ想定しております。

1 0 番 庁議というのは、どこに規定があるんですか、そしたら。役場のこの条例集のここに積んでありますが、この何条例の何ページにあるんですか。

総務課長 庁議自体の要項は例規集に定めております。庁議自体、庁議っていうのは、ここの選考委員会を庁議に委嘱するとか、そういうのはないんですけど、庁議自体は例規集で定めているところでございます。

1 0 番 その選考委員会というふうに書かれてあって、庁議というのは要項にあるけれどもというふうな話ですが、そのかわりが書いてないというふうなことです。こんなふうにして示される以上、選考委員会はこういうメンバーでこういう組織だというふうなこともしっかりと書く必要があると思うんですが、これをどこかに入れなければ、余りにもそのままぼんやりとし過ぎて、ぼんやりという言葉はおかしいけど、ざくっとし過ぎた条例であって、その時その時の為政者によって、どうにでも運用できるような、そんな条例のような気がするんですけど、その点はいかがですかね。

農林振興課長 特に農業委員の選考につきましては過半数、原則過半数以上を認定農業者が占める、そういった方針がありますので、それに基づいてしますので、何も恣意的な要素で進めるということは考えてはおりません。

1 0 番 その認定農業者で占めるというのは、どこに条例上根拠があるんですか。

農林振興課長 町の条例上は認定農業者が半数以上占めるというのは根拠は示しておりません。

1 0 番 ですからね、その都度その都度の都合によって、あるいはその都度その都度の為政者や関係者の都合によって、どうにでも変わっていくという、使い方が変わるとい、余りにもその大まか過ぎる条例であるような気がするんです。

その点については、農業団体とか、あるいは地域から推薦されるのは何名、例えばですね、先ほど言われました、旧福崎地区から2名、田原から2名、八千種から2名と言われました、そういうものが条例なり規則でちゃんと書いてあるというふうになれば、ああこれは地域からの声も反映するんだなと思うんですが、そういうことなしに、もうこの条例のままで、それで全員が公募の場合もあり得るとい、推薦がどうなるのかと、さっぱりこうわからない状況になっておるので、それらをもう少しこの条例なり、条例上あるいは規則に委ねるものもある程度出てくるかと思うんですが、条例上ももう少し書く必要があるのではないかというふうに思うんですね。

その点についてはいかがですかね。例えば12人の中にここに委員12人の最適化推進委員6人と書いてありますが、この中に地域代表何名とか、推薦によるもの何名とか、公募何名とか、そんなふうを書く必要があるのではないかと思うんですが、その点についてはどうなんでしょうね。

農林振興課長 農業委員会に関する法律というものが、平成28年4月1日に改正されたというふうな説明させていただきましたけど、その中で、改正の中で、農業委員会の過半数は原則として認定農業者でなければならないという、法律がありますので、それに基づいて執行するというふうな形をとらせていただいています、町としては農業委員の数、それから推進委員の数を決めるだけで、後は全て農業委員会に関する法律に基づいて執行するという形になります。

1 0 番 営農組合等はどうな位置づけになるんですか。

農林振興課長 営農組合で認定農業者の営農組合がございます。当然認定農業者としてみなして、そこから代表が推薦ないし応募されれば、農業委員の候補として挙げられるというふうに考えております。

1 0 番 先例があって、問題なくやられておるといふような答弁がありましたが、先例というのはどこにどれだけあるんでしょうか。

農林振興課長 神崎郡でしたら市川町が既に新しい農業委員会の体制でやられております。それから、兵庫県内では猪名川町がされております。

1 0 番 新しい制度と旧制度でどんなふうに仕事の内容が変わるのかということについてですけども、新しく役割が、こんな役割ができたものと、あるいはなくなったものというふうな、そういう点についてどうなんでしょうか。

農林振興課長 これにつきましても、資料の一番左側の上ですね。農地等の利用の最適化の推進業務、これが必須業務となりました。今までは農地利用の最適化推進業務は、できるというような位置づけだったのが、このたびそれをやることというふうになっております。

1 0 番 今までのような、農業委員会で毎年、毎月やられております農地の転用とか、その他さまざまなそういった具体的な役割というのはどうなるんでしょうか。

農林振興課長 今までどおり法律に基づく転用許可等につきましては、農業委員会で審議して、決定するようになっております。

その必須業務と任意業務というふうに分かれておりました、農地法に基づく転用とか、それから届け出受理とかというのは必須業務になります。それに、先ほどの農地利用最適化推進、最適化事務というのは必須業務に入っております。

そのほか、任意業務としましては、農地一般に関する調査とか、それから、農業団体の法人化とか、そういったものの合理化について、農業委員会のほうでも支援するというような形、それはできるというような業務になっております。

1 0 番 それから、日本の農業の場合は、アメリカなどと違ひまして、島国で山地が多いということから、家族経営で小規模な農業というのが伝統的な日本の農業であったかと思ひます。そういうものがまた集落でいろいろ協力をしながらやってきたというふうなことであります。

そこから、日本のまつりを初めとする伝統的な文化も生まれ、生活習慣も、あるいは地域のコミュニティも成り立ってきたという側面もあると思ひますが、そういう面からいいますと、やっぱり各地域、各農家の、今、仮の経営は誰かに、営農組合に委ねておるとしても、やはり各農家の状況とか、意向とか、そういうものがうまく反映する、各地域のことがよくわかる、そういう意味では、全体から今までのように出られている、出られていくということが、ある程度保障されていくという、担保されていくということが、やっぱり要るのではないかとこのように、私は思ひますね。

でないと、逆に効率的な農業だけが推進をされて、そうして、山間地であるとか、というふうなものがどうなっていくのか、あるいは災害やそういうときの問題も含めて、国土管理、防災という観点から、広い農業の持つ役割から考えて、果たしてこれでよいのかなというふうな感じもするわけですね。何かこうTPPを控えて、金もうけになる大型農業だけを推進させようという、そういうふうな法律のようにも見えるんですが、どうなんでしょう。

農林振興課長 家族経営農業というの、一定の重要な役割を果たしているというふうには理解しております。ただ、今から集落営農の実態を見ますと、後継者問題、それから集落営農がない集落については、やはり担い手の問題というのがすごく大きくなってきている、皆さん不安に感じてるとこのように思ひしております。

集落の中で、自分たちの農地、自分たちの環境は自分たちで守っていくという考え方がとても大切だというふうに思ひしております。

ですから、ぜひ今からの村の農地をどうやっていくのか、農業をどうやっていくのかということ、皆さんで考えてもらうきっかけをつくっていただきたいというふうに思ひます。それが人・農地プランというやり方なんですけれども、町内で今12の集落でそういった人・農地プランをつくっていただいて、農地についてはある程度担い手に集約していこうとか、水路、それから畦畔の管理は集落のほうでできるだけみんなで守っていこうとか、そういうようなことを考えてやっていただいておりますので、やはり、農地利用最適推進委員さんが設置されたからということで、イコール、耕作放棄地が解消されるというようなことはちょっと考えにくいと思ひますので、集落ぐるみで多面的機能支払とか、いろいろな話し合いをしながら、進めていくのが大切であるというふうに思ひしております。

1 0 番 先ほど指摘しましたようなことを非常に私は心配をしております。

そして、同時に一番最初のほうで質問しましたように、どういうところから推薦する、どういうところから公募する、人数等も明確にされていないというふうな点で、余りにもこの大まか過ぎる条例の内容ではないかというふうに思ひ、その都度のその状況によって、為政者によって、どうにでも使われてしまうような気がしてならないというふうに思ひますね。その点を何とかもう少し具体化

できないかというふうに思っているということ。

それから、将来といいますか、近い将来、株式会社等も農業者として認定をされていくというふうなことになるのであれば、そういった株式会社もこの委員になれる対象になるのでしょうか。

農林振興課長 今、集落営農で株式会社が二つございます。八千種営農と大門の営農がありますので、そういった株式会社からも認定農業者の資格を取られてますので、代表として出てきていただいても受け入れるというふうなことを想定しております。

1 0 番 まあ多分そう言われるだろうなというふうには思っておったんですけど、私の言うのは、もう本当にその営農組合の株式会社化されたものというよりも、全く民間の商社とか、そういうものがもうこう乗り込んできて、ドンとこうやるというふうなことになりますと、非常にその地域の状況が、農業に関するとなえ方が変わってくるというふうに思います。

まだ営農組合の場合は地域に根差しておりますから、自分たちの地域を守ろうという、そういう意識がありますけれども、大阪や東京から商社が来て、この農地を買い占めたり、あるいは買って、そこで農業をやると、そういうことが認められるということになりますと、我々も認定農業者として認めろということで、そこでこう手を挙げて出てくるということになりますと、もう本当にこの金もうけ本位で、もうやりたい放題やって、そしてだめになったら出ていくというふうな格好になると思うんですが、そんな心配はないのでしょうか。

農林振興課長 同じことを2回言うことにはなりますけども、その点については、集落のほうで、集落の農地をどうやっていったらいいのか、自分たちで守るといのが大切だと思うんですけども、自分たちで守れない場合、よそから株式会社呼んできて、そこをお願いするのか、いやいや、そうじゃなくて、隣の集落の営農に頼むのかとか、そういったことを話し合えば、いい答がやっぱり出るんじゃないかなというふうに思います。いい知恵を出して、皆さん汗かいて、やっぱり地域の環境を守っていかないといけないと思いますので、目先の利益に惑わされて、そういったところに貸して、後でどうなるかっていうようなことも話し合いをすれば、それが一つの方向性としていいのかどうかというのは、おのずと結論は出るのかなというふうに思っております。

1 0 番 おのずと結論が出るとおっしゃいますけれども、おのずとどんな結論が出るのかというのは、非常に心配であります。今の日本の資本主義社会で、地域全体が高齢化していくというふうな状況も踏まえての中でのことでもありますから、やっぱりこの地域に根差した、地域の歴史に根差した、そういったものが農業を、町の農業を守るとい、そういうことを基本にした農業委員会の構成でなきゃならんのではないかなというふうな感じをしております。これ以上はいろいろ議論等になりますので、質疑の枠は超えるかと思っておりますので、この辺で置いておきたいと思っております。

町 長 基本的にはもう松岡課長が答弁したとおりであります。

しかしながら、一方では福崎町自治基本条例というのがございます。その中で、町民の規定があります。住所を有する者でありますとか、町内において事業または活動を行うもの、こういう文言が入っておりますので、その株式会社化されたものについても、町民等の規定に該当するということになりますと、町民の権利というような形の中で、町民はまちづくりに参加する権利を有すると、こういうような形になっております。

そういう意味からいきますと、この法律に基づいたような形の中で、条例よりもやはり法律のほうが上位法でありますので、それら等を守っていただければ、

参加できる機会は、当然条例としてはあるという事がらであります。

議 長 ほかにございませんか。

1 3 番 簡単な質問ですね、2点ほどいたしたいと思います。

この法律の改正によって、農業委員会は独立行政委員会となっているのか、それとも町長部局に入ってくるのかというのをお尋ねします。

農林振興課長 今までどおりの独立でございます。

1 3 番 教育委員会と同じように独立行政委員会というような形をとりましたら、今、先に質問されました方が、委員さんを庁議でもって決めていくのは、余りにも町長部局が強くなり過ぎるのではないかと懸念するところも少しあります。今後の課題として、やっていただきたいと、このように思います。

それともう1点、農業委員会委員さんが12名、推進委員さんが6名で合計18名ですけども、農業委員会には県から県支出金がおりにきておったと、このように思っているわけですが、この県支出金に関しては、この人数で変わりがあるのかないのか。

農林振興課長 変わりございません。

9 番 資料1ページの改正についてのところの2のいわゆる農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものからというのがありますが、この公職選挙法に基づくものからということの意味するところは、住民票を有することが条件になるのかならないのか、そのところはいかがなんでしょうか。

農林振興課長 住民票を有する者です。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第74号、福崎町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第75号、平成28年度福崎町一般会計補正予算(第3号)について、質疑はありますか。

4 番 議案第75号の平成28年度の一般会計補正予算の関係について、大きく2点質問、質疑させていただきます。

一つ目は、国の地方創生拠点整備交付金事業、この予算計上でございますが、国に申請されている事業については大きく3点あります。

一つは、事項別明細書の36ページにあります、もち麦で地域農業をジャンプアップすると、そういうことで、春日ふれあい会館をもち麦の加工所として整備、それに関連するソフト事業等で4,600万円、二つ目は、ページ38ページの老朽化しているもちむぎのやかたの改修等に5,200万円、それから、三つ目には、54ページのエルデホールの改修に6,800万円が計上されております。

全体の事業費としては、1億6,600万円、歳入の国庫補助が8,300万円、起債が8,050万円となっております。

そこで、お尋ねいたしますけれども、今現在、国に対して申請するその事務の査定ですね。最終決定は終えてるかどうか、以前、交付決定は1月末と聞いておりましたけれども、この点については変更されてはないのかどうか、お尋ねしたい。

加えて、橋本町長が安倍内閣総理大臣から8月30日付で認定を受けました、福崎町中心市街地にぎわい再生計画、この事業との関連についても、簡単にご説

明をいただきたいと思います。お願いいたします。

企画財政課長 まず、交付決定の時期についてですけれども、地方創生拠点整備交付金対象施設につきましての施設整備計画、これにつきましては、提出期限が1月4日となっております。また、地域再生計画につきましては、1月6日までとなっております。

交付決定の内示等についてですけれども、最初は1月下旬と聞いておりましたが、計画書の提出期限が半月ほどずれ込んでおりますので、多分2月中旬ごろではないかと考えております。

次に、福崎町中心市街地にぎわい再生計画との関連についてでありますけれども、この計画につきましては、6月補正にて審議賛同をいただきました地方創生推進交付金事業として認定されたものでありまして、実施計画としましては、名称、1UP福崎町 Revive Fukusaki Downtown!～甦れ!中心市街地～の地域再生計画の名称であります。

推進交付金事業につきましては、地方創生の深化に向けた、どちらかといえばソフト事業を中心とした複数年の計画事業が対象でありまして、今回の拠点整備につきましては、雇用の創出とか生産性の向上、生産額の増加など、未来への投資を実現する経済対策として創設された施設整備を支援するための交付金事業であります。

この事業は、国の予算としましては1年度限りということで、今年度限りの交付金であります。また、どちらの事業も町の地方総合戦略に位置づけられた事業を対象とするもので、地方創生の深化に向けた交付金事業でございます。

4 番 今回その国に申請された三つの事業、先ほども説明ありましたように未来に投資する実現経済対策、非常にこう大きな目標なんですけれども、この趣旨になり得るんかなと、若干ちょっと疑問も感じますけれども、今、説明ありましたように交付決定が2月中旬ごろではないかと考えているということです。

今現在はまだ決定じゃないんですけれども、今までに国県と事前協議された中で、この三つの事業については、交付決定されるだろうと、そういう考え方のもとで、今回補正予算措置をとられていると思うんですけれども、そのあたりの考え方、簡単にお問い合わせいたします。

企画財政課長 三つとも交付決定されればいかとは思いますけれども、資料の4ページですか、地方創生拠点整備交付金の概要ということで、お示しをしております。3ページ、4ページになりますけど、3ページですね、市町村の場合は、国費に対しまして、3,000万円から6,000万円が事業費、国費のベースとなっております。これを県がやる事業、また、市町村がやる事業と分かれてありまして、国の交付金が900億円が全体であります。その半分が、試算しますと、県が事業をするだろうと、その残りの450億円に対しまして、人口割りで考えますと、1市町村700万円というような試算となります。

そこから、申請をしない市町村もございまして、1市町当たり大体1,000万円程度が人口割りで考えますと、そういうような額になってきます。

この拠点整備につきましては、経済対策ということで、そういう計算に基づく1,000万円程度の配分になるわけでありまして、福崎町としましては三つの事業費で1億6,600万円と、1億2,000万円を超えるわけですが、積極的に申請をしまして、一つでも二つでも、あわよくば三つでも対象となればよいと思いつつ、補正予算をあげさせていただいた次第であります。

4 番 国の予算額が900億円で、今、地方については3,000万円から6,000万円、ただし、そのただし書きね。高い先駆性や地方創生の波及効果が見込ま

れる事業と、非常に大きな目標を掲げておられますが、先ほどの三つの事業、春日にしても、もちむぎのやかたにしても、それにこう該当するのかなという、ちょっと心配したもんですから、あえて質問をさせていただきました。

いずれにしても、これから先もそういった折衝については頑張っていたいで、補助金の全額の獲得と、それから起債についても、これ100%充当ができると思いますから、今年度限りで、どちらかといえば、ぜひこれについては国のほうとよく交渉していただきたいと思います。

この件はそれぐらいにしといて、二つ目の質問をさせていただきます。

次、保育所の関係です。事項別明細書の32ページの兵庫多子世帯保育料軽減補助事業180万円の計上がされてます。歳入は県補助金で50万円あります。まずそのあたりの説明からお願いしたいと思います。

学校教育課長 兵庫県が保育料軽減事業として実施しているものでありまして、以前から実施されてきています第3子以降を対象にした、いわゆる多子世帯保育料軽減、それから、今年度から加えられました、第2子を対象とした保育料軽減となっております。

4 番 これは県の保育料の軽減事業で、第3子以降の子どもに対して、保護者に対して、月額5,000円を超える保育料に対して、3歳以上児は4,000円、3歳未満児は5,500円の補助制度だと思います。

所得制限額がありまして、町民税の所得割が11万9,000円から16万9,000円に引き上げられた、緩和された。そのことによって対象者が増加すると思うんですけども、それに対する補正予算と解釈していますが、それでよろしいのでしょうか。

学校教育課長 平成28年度の県事業の考え方は、国の保育料軽減制度が低所得者層等へ拡充されたことに伴いまして、県の事業としては、以前からの第3子以降対象の保育料軽減事業の対象者が減るということで、その減る分の経費を活用して、新たに第2子も軽減対象に加えるということでした。

議員の言われるように、県の第3子以降としては、所得制限の額の緩和がありましたので、その点では対象者が増加することになりますが、国の保育料軽減の拡充の対象者は、県事業の対象としないこととなっております。その結果として、県軽減事業に係る当初予算では、町の当初予算では、170万6,000円を保育料軽減に係る補助として見込んでおりましたが、これを受けて算定の結果、100万円ぐらいになると、約70万円の減になるというふうに見込んでいるところでございます。

一方で、新たに加わりました第2子を対象とする保育料軽減につきましては、約250万円と見込んでおります。差し引きいたしまして、補正予算を180万円とさせていただいているものでございます。

4 番 非常に複雑なんですけど、保育料の軽減措置、国も軽減してます、県も軽減してるんですね。国は従来から、保育所入ってる子どもだけで第1子全額、第2子半額、第3子は免除となっていた。

そこに加えて、今回は、国がさらに低所得者に対して拡充しようということで、その第1子、いわゆる幼稚園相当の小学校3年生以下、従来小学校3年生以下のものが第1子で、2人目が半額、ややこしいんですが、そういったものを、国の今回の拡充は、もう年齢関係なく、例えば子どもが中学生、2人目が5歳、3人目が3歳だとしたら、中学生が第1子になって、それから5歳児が半額になって、3歳児が無料になると、そういうその国が拡充した軽減やってるんです。そのやったことによって、さらに県事業として、今まで補助金を、今先ほど言いました

ように、3歳以上児が4,000円とか、3歳未満児が5,000円、所得制限があるんですが、補助をしとった3歳児以降に対してやとったものに加えて、県が2歳児も対象にしましょうとなってるわけです。そういう形で今の、課長から説明あった、当初予算で見ておった金額に対して、片方が制度ができたもんですから、今度は予算が減るといことで減額をされている予算になっている分なんです。非常にややこしいんですが。

そこで、その新たな県の制度として、国の軽減措置を受けない第2子を対象に、2歳児は3,000円、3歳未満児は4,500円、補助があるんですが、これについては県補助は2分の1で、町で2分の1を見ることになってます。

それについても、この今回の補正の中に入ってるんでしょうか、これは。

学校教育課長 はい、今回の補正に含んでおります。

4 番 そうしますと、県のその第2子に対する保育料の軽減、安くした分については、県と町両方で負担する。それから先ほど、従来からあった、県の保育料の軽減で3歳以降については、これは全額県が負担してくれていると思います。

ここからちょっと質問をさせていただきたいんですが、国のその子育ての支援事業で2号、3号認定の、いわゆる保育所児に相当する部分、同時入所する子は第2子が保育料半額と言いました。それから第3子は無料と言いました。1号認定、幼稚園の子どもについては、小学校3年以下の子どもが第1子で、第2子の子どもは半額、第3子は無料。そういう形で新たな制度になってるんですけども、これにも所得制限がありまして、低所得者対策になってますから、町民税が7万7,100円以下の低所得者の支援として、子どもの年齢に関係なく、半額とか無料制度が生まれました。

これについては、平成28年4月にさかのぼって適用することとなっていると思うんですね。その対象者、今どのくらいおられて、どれくらいの金がかかるのかつかんでおられたら教えていただきたいと思います。

学校教育課長 対象者は現段階での概算でございますが、平成28年にさかのぼって、いただいている保育料を還付、一部を還付するという方が約50名、還付額では約300万円程度と見込んでおります。

4 番 そうしますと、今回の補正があがってるのが県の補助金の分だけの180万円、歳入が50万円ですけども、28年4月までさかのぼって、約50人、約300万円の保育料を還付する必要があるんですね。その分の費用、あるいはその300万円、半額の分と無料の分を合わせて300万円と思うんですが、それに対する国庫からの歳入、それから保育料が当然その分減りますから、保育料負担金としての減額分については、今回補正はあがってないように思うんですけど、その点はいつごろ予算措置されるんでしょうか。

学校教育課長 先にございました県の軽減事業につきましては、今回、歳出で180万円あげさせていただいております。それにつきましては、いったん保護者の方から保育料を納めていただいたものに対して、その一部を補助するという形のものになりますので、町としては歳出の予算になるということ、180万円の不足がございまして、お支払いすることができませんので、補正予算を計上させていただいたものでございます。

一方、国の軽減事業につきましては、保育料そのものを、所得制限等ございますが、半額、無料等にするものでございますので、町として歳入、負担金の収入が減額になるという方向にはございますが、対象者に28年4月にさかのぼって還付させていただくことについては、予算の範囲内で執行できるということ、今回の補正予算は見送っております。

最終的に、利用者の人数ですとか、支給認定区分の変更等、いろいろな状況等がございますので、3月の補正予算の中で、当初予算と比較して、必要に応じてお願いしてまいりたいと考えているところです。

町 長 国庫がふえて保育料が減ると、こういったような形になるわけでありませうけれど、国庫については、今現在入っております保育料の分については、歳入戻出と、こういったような同じ年度内でありませうので、そういったような形の中で最終補正で調整をさせていただくと、そういう予定にしております。

4 番 最終補正、3月の補正であるということなんですが、今片方で県の保育料の軽減事業が今回見込み立てられて、180万円と50万円の歳入を補正されてますから、この国の新たな拡充についても、もう人数がわかっているのであれば、今回なぜ補正であげられなかったのかなという疑問点が1点と、もう1点、今の答弁の中で、28年4月まで保育料半額なり、無料にする、さかのぼってそれは保育料を変更するというのを予算の範囲内ですと言われましたけれども、予算がじゃあなかったら、それは還付されないのか、これはやっぱり予算あろうとなかろうと、きちっと半額なり無料の方については公平にそれは扱うべきと思うんですけど、今、予算の範囲内という説明が、還付する話があったんですが。

町 長 先ほども申し上げましたように、歳入戻出で対応すると、このたびの県補助金の関係につきましても、補助というような形、保育料の補助をするというような形で歳出を組まなければならなかったということで、今回やっておりますが、国庫とそれらに見合う保育料の関係につきましても、歳入戻出なり最終補正で調整を歳入部分における分野でさせていただくということでありませう。

4 番 県の軽減分については、これは補助金で支給されますから、保育料そのものにもあんまり影響ないんですが、今言ってますのは、国のその制度の拡充分で、いわゆる新たに低所得者対策として該当する子ども、子どもが中学生、2人目が半額、3人目が無料になった場合には、保育料そのものが変更になるわけですね。ですから、負担金が当然歳入の保育料負担金が減ってくるわけですね。それに対する減額補正と、保育料が減った分に対する国庫支出金の歳入増、その分も今回も補正がないから、それについては人数等を勘案しながら、必要に応じて3月に補正すると、こう言われてるんですが、この制度の説明については、案の段階で委員会に説明されたのは、28年2月19日の委員会で、この制度の説明されてるんですね。ところが、これ案ですから、そのときでは動けない。じゃあ、正式に国のほうからの通知がその後にあったと思うんですけど、何月ごろに国から通知があったんでしょうか。

学校教育課長 おっしゃるように、平成28年2月の段階で、総務文教常任委員会に提示させていただいた段階では、あくまで案でございました。その後、4月の段階で、国の軽減制度につきましても、確定していたようでございますが、そのことについて、国県からの通知がありませんでした。

それ以降、県の保育料軽減制度につきましても、9月から制度の詳細について通知がまいりました。その段階で、国の制度の絡みもございますので、県に確認したところ、4月でもう確定してますよというような話を伺ったものでございます。

9月に県から来たものにつきましても、2月の総務文教に出させていただいた案から変更ないという形で実施されるということがわかったものでございまして、10月の総務文教常任委員会で案から変更ないということを取り急ぎ報告させていただいたところでございます。

4 番 2月に説明があった内容と全く変更のない形で9月に国からの正式な通知があったということなんですね。

だから、9月に通知があれば、この12月の補正にでも間に合うんじゃないかと思うんですけども。まあ今となつては、3月でその人数とかそういうようなところもきちっと精査しながら、3月補正で予算措置したいと言われてますけど、この事務そのものは1月に今から該当するかしないかという作業を開始されるんですけど、予算措置がない状態で事務が開始されるということについても、ちょっといかがなものかなと私は思います。

それと、最後にもう1点だけ、この今の国の保育料の軽減、国の制度ですけれども、福崎町のこの保育料の徴収を見ておりましたら、これは規則で決めておられます。それで、規則で従来の現行の保育料、国の制度で軽減してる分については、その福崎町の保育料の規則の備考欄かどこかにきちっとそれは説明されております。

新たなこの今回の拡充分についての規則改正はされてないんですね。ですから、これも改正しつつ、1月からの事務もきちっとしていただいて、還付すべき方については、予算があろうとなかろうと、きちっと正確な事務をしていただきたい。

それと、3月補正にはその増減、減額を合わせて、予算計上されたいことをお願いいたしますけど、もしそれについて何かご意見があれば、お尋ねしたいと思います。

学校教育課長 言われますように、規則につきましては、福崎町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の施行規則の中で軽減の部分についてうたっております。それにつきましては、今後改正作業を行って、1月の末をめどに還付をさせていただきたいという事務を考えております。

また、福崎町多子世帯保育料軽減事業実施要項、これにつきましては、兵庫多子世帯の関係の実施要項でございます。こちらにつきましては、県からひな形の要項がまいているところがございます。このたびまた改正を行い、最終的には保育料の補助金として出すのは3月末になります。それに向けて要項の改正を行ってまいります。

4 番 国の拡充分についての規則改正については、1月末をめどに改正したいと、今の県の保育料の軽減については、これはまた規則と違って実施要項か要領で決めておるといふことなんですけど、なぜ一つの、同じ保育料の軽減について、片方国の制度は規則で決めて、県の軽減対策は実施要領で決められるのかな。それやったら同じ規則で決められたほうが、見るものにとってもわかりやすいように思うんですけども、今聞いていてそのように思いました。

3月補正、よろしく願いいたします。

9 番 説明資料の4ページ、三つの分野について、今、志水議員の質疑にもありました。三つの分野について予算計上してあるけれども、いわゆる国庫補助の担保があるのかなのか、そこのところを何か確実にそれが保障されているというふうなことになっているのか、予算が成立しても、その国庫補助の見通しが確実にならなければ、入札とか発注というふうなことにもなっていないというふうには思うんですが、そこのところを改めてお願いしたいんですが。

企画財政課長 先ほどもお答えいたしました。この計画書、整備計画書の提出期限が1月4日、地域再生計画の提出期限が1月6日となっております。その期限までに提出いたしまして、内閣府のほうで、この事業が、どの事業を採択するかというのが決定されておりますので、国庫補助が確約されているものではございません。

9 番 以前にもそうした形で予算に計上しなければ、エントリーできないというふうなことがあったように思います。そういうことであれば、そのように理解をさせていただきたいというように思います。

確実なものとなっていないという中でお尋ねするのも何なんですけど、春日ふれあい会館について、一定の工事を行う見通しがあるという中で、トイレの洋式化ということ、住民の方からも以前から聞いておったわけですが、そうした工事も、こうした機会に町の事業として組み込むことは難しいでしょうか。

農林振興課長 このたびの申請の中で、洋式化も内容に入れております。

9 番 洋式化のおくれている施設として気になっておったところですけども、それがうまく実現していけばというふうに願うところです。

資料の6ページですね。予算、54ページの駅周辺整備に係る埋蔵文化財調査ということで、この発掘調査の性格というものはどういう形になるのでしょうか。大きな工事をするから、サンプル的に試掘を試みようということなのか、一定の根拠があって、この場所が選ばれているのか、そうしたことについて、お答え願いたいと思います。

社会教育課長 資料6ページの埋蔵文化財調査についてでございますが、試掘に基づきまして、一部遺構が発見されたということで、今回本調査の補正予算をあげさせていただいた分でございます。

9 番 どういうふうな性質の遺構なんでしょうか。

社会教育課長 中世の柱の跡の穴といいますか、そういうものでございます。

議 長 ほかにございませんか。

1 0 番 従来、福崎町の社会教育施設を初めとする公共施設の整備問題を取り上げると、平成28年度内にそういう全体の施設の整備計画をつくるというふうなことがありましたけれども、今回この地域創生の関係で、幾つかの施設整備があげられておりますが、それらの関連性はどんなふうになっておるのでしょうか。

社会教育課長 全体的な施設の改修計画については、今から立てていくべきものものなんでしょうが、この地方創生拠点整備事業の交付金について、エルデホールであげるものがあるんじゃないかということで、こちらのほうでとりあえずあげさせていただいた分でございます。

1 0 番 その全体の施設の整備計画がほぼでき上がって、28年度内につくるという話でしたね、きっと。ですからもう28年度も半分以上済んでおりますので、大方できて、方針ができたから、その中からピックアップして、うまく当てはまるものにはめていったというふうなことかと思ったんですが、全体の計画はまだできてないんですか、おくれているんですか。

企画財政課長 その計画につきましては、今順次進めているところでありまして、また、議員の皆様にも報告をさせていただきたいと思っております。

この国庫補助事業につきましては、改修のみの事業は対象となっております。したがって、先導的なもの、また、未来の投資の実現のために、その必要性を備えたものを申請することとなっておりますので、このたびはこの三つを提出させていただいている次第であります。

1 0 番 それから、56ページの給食センターの工事請負費が入っておりますが、異物混入等繰り返し問題になっておりますが、給食センターが原因になっておるようなものもあったように思うわけですが、こういうものもこうした工事の中で解消していくという役割を果たしておるのでしょうか。

学校教育課長 56ページの工事請負費の工事費につきましては、エアコンの故障がございまして、8系統あるうちの1系統の故障がございまして、それを改修させていただくという工事費となっておりますのでございます。

1 0 番 異物混入関係の問題とは全く関係ないというわけですか。

学校教育課長 はい、関係はございません。

1 0 番 それから、ふるさと応援寄附金4,500万円につきましては、これはもう具体的な見通しがあつてのことなんでしょうか。

企画財政課長 この寄附金に関しましては、見込額を算出するというのはかなり難しいものでありまして、応援事業者の方々から記念品を出していただいているわけですが、その限定数というのがございます。その上限に達する額でもって今回の補正をさせていただいているところでございます。

1 0 番 もう1点、12ページですが、過年度収入ということになって、障害者の関係の分で4,000万円を超える過年度収入というふうなことです。これはなぜ当年度に、その事業をやったその年度に来ずに過年度になったのかという、その理由づけについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

健康福祉課長 こちらにつきましては、決算の委員会におきまして答弁をさせていただいた分でございます。事務方、事務側のミスによりまして、本来その年度に入るべき収入が入ってなかったということで、過年度収入というふうになったものでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第76号、平成28年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第77号、平成28年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第78号、平成28年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第79号、平成28年度福崎町水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第80号、平成28年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第81号、平成28年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第82号、工事請負契約の変更について(福崎町第一体育館耐震改修工事)について、質疑はありますか。

1 番 説明資料のAの3で、自動火災報知設備の追加とあるんですけども、これはなぜ最初に計画されなかったのでしょうか。

社会教育課長 当初計画では、今ある自動火災報知器で行けるということで、あげておったん

ですが、消防局との協議によりまして、もう老朽化して古いので、更新をしなさいという指示がありましたので、新しいものに更新したものでございます。

1 番 それと、これも消火ポンプの更新ですけども、これも当初からわからなかったんでしょうか。

社会教育課長 こちらも既設のものを使うつもりでおったのですが、もう老朽化して使い物にならないということが判明しましたので、新しいものと更新することにいたしました。

1 番 その後、Cの3のギャラリー、カーテンレールとかも、カーテンは更新を考えておられるのにカーテンレールまで考えられなかったのか。それも含めて、当初に予算出すのもうちょっと考えて物事に対して予算を出したらどうなんでしょうか。余りにもこの追加で出すのがちょっと額も大き過ぎるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょう。

社会教育課長 議員おっしゃるとおりだと思います。カーテンボックス、カーテンレールにつきましては、天井、それも残して施工できると思っておったんですが、天井の施工の際に、そちらも取り壊さないと取り付けができないということで、撤去更新となりました。申しわけございません。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、請願第3号、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止を求める請願について、質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案及び請願に対する質疑を終結いたします。

日程第3 討論・採決

議 長 日程第3は、討論・採決でございます。

この際、お諮りをいたします。

議案第65号、議案第66号及び議案第82号については、委員会負託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第66号及び議案第82号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第65号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。

討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから、採決を行います。

議案第65号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 5 号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第 6 6 号、人権擁護委員の推薦について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 6 6 号、人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いいたします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 6 6 号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
議案第 8 2 号、工事請負契約の変更について(福崎町第一体育館耐震改修工事)について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから、採決を行います。
議案第 8 2 号、工事請負契約の変更について(福崎町第一体育館耐震改修工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 8 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4 委員会付託

議 長 日程第 4 は、委員会付託であります。
それでは、議案第 6 7 号から議案第 8 1 号までの議案及び請願第 3 号を、それぞれの委員会に付託いたします。
議案第 6 7 号から議案第 7 0 号までは総務文教常任委員会に、議案第 7 1 号から議案第 7 3 号までは民生まちづくり常任委員会に、議案第 7 4 号から議案第 7 5 号までは総務文教常任委員会に、議案第 7 6 号から議案第 8 1 号までは民生まちづくり常任委員会に、請願第 3 号は民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は 6 件、民生まちづくり常任委員会は 1 0 件、以上 1 6 件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願いをしたいと思います。
以上で、定例会第 2 日目の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午前 1 1 時 5 8 分

